

## 給水装置屋内修繕等に係る待機保安業務仕様書

### 1 屋内修繕等に係る待機保安業務（市営住宅を含む。）

市民からの給水装置の修繕依頼に対応できる受付体制をとること。

なお、市営住宅については別紙「市営住宅給水設備緊急対応業務要領」を参照すること。

（期日及び時間帯）

9：00～17：00 高槻市水道部の休業日である土・日曜日、祝祭日及び年末年始

17：00～翌9：00 年間全日

### 2 停水分の夜間開栓業務

水道部が毎月25日前後に2日間実施する料金滞納者に対する停水日以降に、水道部からの連絡に基づき、停水解除となった者に対する開栓業務を行う。開栓後は、適宜宿日直者へ業務報告を行うこと。

また、停水者のリストは水道部から連絡をするので、リストを受け取りに来ること。

#### ①期日及び時間帯

ア.停水日当日（毎月2日間） 20：00～翌9：00

イ.「上記ア」以外 17：00～翌9：00

### 3 水道メータ周りの漏水等調査及び止水栓の開閉栓業務

市民からの水道メータ周りの漏水・出水不良等の通報に対する出張調査を行うこと。また、通報内容に応じて、必要な場合は止水栓の開閉栓を行い、適宜宿日直者への報告を行うこと。

（期日及び時間帯）

17：00～翌9：00 年間全日

### 4 書面による報告

（稼動実績の報告）

第1項から第3項までの各業務については、月間の稼動実績を集計した報告書及び完了届を作成し、月ごとの請求書に添付すること。